

広島県警察本部公告第2号

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成20年1月7日

広島県警察本部長 飯 島 久 司

1 調達内容

(1) 業務名

広島県警察共通基盤システム開発運用等業務委託

(2) 業務の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成26年3月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 予算上限額

230,023千円（消費税及び地方消費税含む。）

(6) 入札方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札の方式による。

(7) 入札書の記載方法等

入札金額は、契約期間全体の総額で入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額（5パーセントを加算した結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格等

入札参加者は、単独企業又は企業グループとし、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

(1) 施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 平成18年広島県告示第715号（平成19年から平成20年までにおける県の業務委託の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）又は平成19年広島県告示第191号（平成19年から平成20年までにおける県の業務委託の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の追加申請手続等）によって「15-Dシステム設計・開発」及び「15-Eシステム保守・管理」の資格を認定されている者であること。

- (3) 本件調達の商品日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (4) 企業グループにあっては、全ての構成員が上記(1)から(3)の要件を満たしていること。
ただし、(2)の資格については、企業グループの構成員は「15-Dシステム設計・開発」又は「15-Eシステム保守・管理」の資格のいずれかを認定されている者であること。
- (5) 企業グループの構成員が、単独企業又は他の企業グループの構成員として、本件調達に参加していないこと。

3 入札参加資格審査の申請手続

- (1) 本件の総合評価一般競争入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）で上記2(2)の資格を有しない者は、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

- (2) 申請期間

平成20年1月7日（月）から平成20年1月23日（水）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和23年法律第178号〕に規定する休日〔以下「休日」という。〕を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時受け付ける。

- (3) 申請書等の作成に用いる言語等

申請書、決算書及び委任状は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語による記載のものは、日本語の訳文を付記又は添付するものとする。

また、申請書及び添付書類のうち、金額欄については、日本国通貨をもって記載すること。外国通貨をもって金額を算出しているときは、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載するものとする。

- (4) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県総務部財務局財産管理室（広島県庁舎本館3階）

電話（082）513-2315（ダイヤルイン）

4 入札手続等

- (1) 入札説明書の交付場所、交付期間及び入手方法

- ア 交付場所

〒730-8507 広島市中区基町9番42号

広島県警察本部警務部警務課企画第三係（広島県庁舎東館14階）

電話（082）228-0110（内線2657）

- イ 交付期間

平成20年1月7日（月）から平成20年1月23日（水）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

- ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る，又は郵送により請求すること。ただし，郵送による請求の場合は，上記イの期間内に必着することとし，返信用の封筒及び切手を同封すること。

なお，直接の受取交付を希望する者は，希望する日の前日までに，上記アの場所に交付を希望する旨を連絡すること。

(2) 入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は，入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し，入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果，入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

平成 20 年 1 月 23 日（水）午後 5 時

エ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便，配達記録郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成 14 年法律第 99 号〕第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便若しくは配達記録郵便に準ずるものに限る。）による。ただし，郵送等による場合は，上記ウの期限までに必着することとする。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

平成 20 年 1 月 30 日（水）までに通知する。

(3) 入札書及び提案書の提出先，提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

平成 20 年 2 月 15 日（金）午後 5 時

ウ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし，郵送等による場合は，上記イの期限までに必着することとする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成 20 年 2 月 18 日（月）午前 11 時

イ 場所

広島市中区基町 9 番 42 号

広島県庁舎東館 14 階会議室

(5) ヒアリング

入札後に提案の詳細について、ヒアリングを行う場合がある。

5 落札者の決定方法

(1) 広島県契約規則（昭和 39 年広島県規則第 32 号）第 19 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札書を提出した者のうち、この業務の遂行に最適な業者を選定するため、広島県警察総務事務集中化業務に係る業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）が提案書を審査し、総得点の最も高い者を落札者とする。

(2) 審査の結果、最高点者が 2 者以上の場合、当該者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該者がやむを得ないと認められる理由により、くじ引きに参加できないときは、当該者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

6 提案審査

提案審査は、入札書及び提案書の内容を合計 600 点（次により算出された技術点及び価格点）の範囲内で評価項目ごとに得点化して行う。ただし、技術点が 240 点を下回る場合は、落札者とししない。

(1) 技術点の得点化

技術点は、「提案書評価表」に基づき、審査委員会が提案書を審査し、次により算出する。

なお、技術点の満点は、400 点とする。

ア 評価項目単位の採点

提案書の記載内容により 4 段階評価とする。4 段階の評価の目安は次のとおりとし、県で想定している一般的な提案の評価は、3 点とする。

（目安）

非常に優れている。（5 点）

優れている。（4 点）

普通である。（3 点）

劣っている、又は記載がない。（0 点）

イ 評価点の重み

重要度に応じて、1 から 3 までの重みを各評価項目単用に設定する。

ウ 評価項目点

評価項目単用の採点に評価項目単用の重みを乗じて得た点とする。

エ 技術点

技術点は、評価項目点を集計した合計点とする。

(2) 価格点の得点化

価格点は、次に掲げる式により算出する（価格点に端数があるときは、小数点第 2

位以下を四捨五入する。)。

価格点 = $200 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除

イ 契約保証金

- (ア) 県と締結した委託・役務業務契約を平成 19 年 10 月 1 日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった業種の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者（ただし、契約解除の要因となった業種は、「15-D システム設計・開発」又は「15-E システム保守・管理」の資格に限る。）
- 契約金額の 100 分の 10 以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(イ) 上記(ア)以外の者

免除

(3) 入札者に求められる義務

上記 4 (2) オにより、入札参加資格に適合するとされた者は、封印した入札書を提出期限までに提出しなければならない。

入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第 21 条各号に該当する入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 問い合わせ先

〒730-8507 広島市中区基町 9 番 42 号

広島県警察本部警務部警務課企画第三係（広島県庁舎東館 14 階）

電話 (082) 228-0110 (内線 2657) ファクシミリ (082) 228-9016

9 Summary

(1) Nature of the Services to be required

Development and management of Common Infrastructure System for Hiroshima Prefectural Police

(2) Time-limit for tender

5:00 p.m. 15 February 2008

(3) Fulfillment period

From the day of commencement through 31 March 2014

(4) Fulfillment Place

Specified in the bid explanation form

(5) Contact point for the notice

3rd Planning Section, Administration Division, Police Administration Department ,
Hiroshima Prefectural Police Headquarters

9-42 Motomachi, Naka-ku, Hiroshima 730-8507 Japan

TEL +81-82-228-0110(ext. 2657)

提 案 書 評 価 表

番号	中項目	小項目	評価内容	重み	上限 配点
1 本業務に対する提案者の理解				3	15
1-1	背景と目的	情報システム最適化の考え方について	現状を踏まえ将来を展望した上で、広島県警察の共通基盤システム構築の現実的かつ魅力あるビジョンを提示していること。	1	5
1-2	基本方針	共通基盤システムの導入における基本的な考え方について	現状及びこれまでの検討結果及び技術動向を踏まえ、共通基盤システムのあるべき姿や方向性についての確に示されていること。	1	5
1-3	留意事項	留意事項について	共通基盤システムを整備するに当たって留意すべき事項について提案されていること。	1	5
2 業務実施方針				2	10
	業務の取組方針		本業務の実施に当たっての取組方針が明確かつ的確に示されていること。	2	10
3 本システムに対する提案者の理解				4	20
3-1	システム全体構成	システム全体構成について	調達仕様に従い、共通基盤システムの全体構成（論理構成、物理構成）について具体的に示されていること。	2	10
3-2	システムの概要	システムの概要について	3-1のシステム全体構成に従い、それに必要となるハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、クライアント環境について具体的に示されていること。	2	10
4 本システムの機能要件に対する考え方				17	85
4-1	共通データ管理機能		共通データ管理機能の実現方法と他システムからの利用形態について、調達仕様書に従い具体的に示されていること。	3	15
4-2	職員認証機能		職員認証機能の実現方法と他システムからの利用形態について、調達仕様書に従い具体的に示されていること。	3	15
4-3	職員ポータル機能		職員ポータル機能の実現方法について、調達仕様書に従い具体的に示されていること。	2	10
4-4	データ連携機能	1. データ連携機能（オンライン系）	データ連携機能（オンライン系）の実現方法と他システムからの利用形態について、調達仕様書に従い具体的に示されていること。	2	10
		2. データ連携機能（オフライン系）	データ連携機能（オフライン系）の実現方法と他システムからの利用形態について、調達仕様書に従い具体的に示されていること。	2	10
4-5	統合運用管理機能		統合運用管理機能の設計方針と実現方針について、調達仕様書に従い具体的に示されていること。	2	10
4-6	帳票運用共通化機能		帳票運用共通化機能の設計方針と実現方針について、調達仕様書に従い具体的に示されていること。	2	10
4-7	内部開発業務基盤機能		内部開発業務基盤機能の実現方法について、調達仕様書に従い具体的に示されていること。	1	5
5 本システムの非機能要件に関する考え方				24	120
5-1	標準適合性		調達仕様書に従い、本システムの標準適合性を確保するための実現方法が具体的に示されていること。	2	10
5-2	安定稼働性要件		調達仕様書に従い、本システムの安定稼働性を確保するための実現方法が具体的に示されていること。	2	10
5-3	保守容易性		調達仕様書に従い、本システムの保守容易性を確保するための実現方法が具体的に示されていること。	2	10
5-4	拡張性		システムに関するハードウェア、ソフトウェアの拡張性及びバージョンアップ時の対応方法等について、実現方法が具体的に示されていること。	2	10
5-5	性能		調達仕様書に従い、本システムの処理性能を確保するための実現方法が具体的に示されていること。	2	10
5-6	安全性		調達仕様書に従い、本システムのセキュリティ確保の実現方法が具体的に示されていること。	2	10

5-7	運用・保守等	1. 運用・保守について	調達仕様書に従い、本システムの運用・保守・管理における作業内容・体制が具体的に示されていること。	2	10
		2. 障害対応について	調達仕様書に従い、本システムの障害対応（緊急保守）における作業内容・体制が具体的に示されていること。	2	10
		3. 統合運用管理について	調達仕様書を踏まえて、運用管理の統合化の体制・役割分担・作業内容について具体的に示されていること。	2	10
5-8	対障害性		調達仕様書に従い、本システムの対障害性確保の実現方法が具体的に示されていること。	2	10
5-9	バックアップ及びリカバリ		調達仕様書に従い、本システムのバックアップ及びリカバリの実現方法が具体的に示されていること。	2	10
5-10	技術要件		調達仕様書に従い、本システムの技術要件について具体的に示されていること。	2	10
6 プロジェクト管理に対する考え方				5	25
6-1	プロジェクト管理方法		PMBOK 等の提案者が保有する体系化されたプロジェクト管理方法及び当該業務における適用・実施について、具体的に示されていること。	1	5
6-2	スケジュール厳守への対応		マスタースケジュールに合わせて本業務を実施するための対応方法について具体的に示されていること。	1	5
6-3	品質管理への対応		本システムの品質管理方法及び実施手順を具体的に示していること。	1	5
6-4	情報管理への対応		本業務における情報管理への対応方法について具体的に示していること。	1	5
6-5	緊急事態発生時への対応		本業務において想定されるリスクを踏まえて、緊急事態発生に対する対応方法を示されていること。	1	5
7 体制・スケジュールに対応する考え方				6	30
7-1	作業実施体制等	1. 作業実施体制	本システムの開発・運用に求められる作業実施体制及び要員のスキル要件、適合性について根拠（資格、経験、役割）を明確にして示されていること。	1	5
		2. 要員配置計画	本システムの開発・運用を実施するに当たっての要員配置計画が具体的に示されていること。また、開発時の各要員の参画度合い、運用時の常駐、非常駐についても示されていること。	1	5
		3. 機密保持への対応	本システムを設計・開発する上で知り得る業務上の機密や職員情報等に係る情報漏洩防止の対応策について示されていること。	1	5
		4. 情報セキュリティに関する資格	情報セキュリティマネジメントに関する認定資格である ISMS (ISO27001) やプライバシーマーク等を保有している場合は、根拠と合わせて示されていること。	1	5
7-2	想定スケジュール		マスタースケジュールを踏まえて、本システムの設計・開発業務に係る想定作業スケジュール及び WBS が示されていること。また、要員配置計画との整合性に留意していること。	2	10
8 実績				2	10
			過去3年間における類似実績と当該業務への適用について示されていること。また、他ベンダとのシステム連携実績について示されていること。	2	10
9 各種検討・会議体等				1	5
			本システムの設計・開発に検討を実施するために必要となる会議体について提示されていること。その際の当本部との役割分担について具体的に示されていること。	1	5
10 開発検証環境				2	10
10-1	本システムの開発検証環境		調達仕様書に従い、共通基盤システムの全体計画（論理構成、物理構成）について具体的に示されていること。	1	5
10-2	開発コスト低減化への対応		本システムの設計・開発業務に係るコストを低減する方法について提案されていること。	1	5

1 1 納品物			1	5
		本業務において納入される成果物について、その概要及び納入時期が示されていること。（設計図書、附帯図書を含む。）	1	5
1 2 ライフサイクルコスト			8	40
12-1	ライフサイクルコスト適正化に対する提案者の考え方	本システムの導入及び運用に当たって、投資適正化の観点からみたライフサイクルコストに対する提案者の考え方が示されていること。	2	10
12-2	コスト増大化への対応	ランニングコストが多大にならないようにするための本システム全体の開発方法について具体的に示されていること。	2	10
12-3	システム移行費用の適正化	現行システムからの移行費用を低減化するための具体的な方法について提案されていること。	2	10
12-4	将来に向けた提案	将来、本システムを更改する場合の導入費用を軽減するための対策について提案されていること。	2	10
1 3 権利関係			1	5
	開発成果物の知的所有権に関する取り扱い	本業務による開発成果物の知的所有権に関する取り扱いについて、提案者の考え方及び理解、対応について示されていること。	1	5
1 4 教育・研修方法			2	10
	システム研修方法	本システムの運用に必要な研修方法について具体的に示されていること。	2	10
1 5 その他			2	10
15-1	I T 関連情報の提供	本業務に有用となる国や他自治体の動向、技術関連動向に関する情報について提案されていること。	1	5
15-2	製品ロードマップの提示	本システムに関連するソフトウェア、ミドルウェア、ハードウェアを含めた製品ロードマップについて提示されていること。	1	5
計			80	400